



市議会だより

第 31 号

発行／宇佐市議会 発行年月日／平成 14 年 11 月 5 日



シリーズふるさとの遺産



9 月定例会



糸永茂昌の顕彰碑

宇佐神宮少宮司・糸永茂昌は、近代の宇佐が生んだ国学の大家です。大正九年に七三歳で他界すると、門人たちは恩師の業績を記した巨大な石碑を建てました。南宇佐地区桐井の旧糸永邸に保存されており、近年、その土地を子孫が市に寄付されました。

現在、市が介護予防の拠点施設を建設しており、多くの市民が先人の遺徳を偲ぶことができるようになります。

- ◎ 本年度一般会計補正予算案を可決。
- ◎ 北朝鮮による拉致事件の真相究明など求める意見書を採決。

平成一四年九月第四回宇佐市議会定例会が、五日から二七日までの二三日間、開かれました。今回から一般質問・議案質疑二日間から三日間とし、議論を深めました。開会初日は、時枝市長から一般会計補正予算案(補正額五億一千一〇七万五〇〇円)、来年四月のペイオフ解禁に対応するための二件の基金条例改正案など、二九議案の提案、説明を受けました。また、議会最終日には、平成一三年度一般会計決算認定案など九議案を追加上程、決算特別委員会を設置し、継続審査としました。今回のおもな補正予算案は、県道整備事業負担金(八千三八〇万円)国保特別会計への繰り出し金(五千九五〇万円)、知的障害者施設入所措置費(四千万円)、北部中学校舎耐力度調査委託費(八〇〇万円)緊急雇用創出特別交付金事業を追加し、可決されました。また、三月議会から継続審査となっていた市職員の再任用について定

める条例案を、附帯決議をつけて可決しました。なお、意見書として、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)による拉致問題に対し、事件の真相究明、生存者の早期帰国、遺族に対する補償を強く要望し、関係行政庁に提出しました。そのほか三意見書を採択しました。

＝おもな内容＝

- 補正予算案等可決 1 ページ
- 市政一般質問 2～5 ページ
- 常任委員会審査報告 6 ページ
- 市民の声 7 ページ
- 議案等審議結果 8 ページ

市政一般に 対する質問

市長交際費 相手方氏名の公開は

質問 用松律夫

問① 住民基本台帳ネットワーク（住基ネット）について

(1) プライバシー保護の観点から見直し・中止すべきではないか。

答 考えはない。

(2) 横浜市のように個人選択性を採用する考えはないか。

答 ない。

(3) 事故の場合の責任と対策は。

答 安全性の確保が困難、もしくは緊急な場合は接続を中断する。

(4) 住基ネットに対応した個人情報保護条例を制定すべきだが。

答 今年度中に制定したい。

(5) 不正運用の場合、罰則規定を。

答 個人情報保護条例に組み込みたい。

問② 収入激減世帯の国保税の減免を

納税相談により親身に対応する。

問③ 一般廃棄物処理施設について

(1) 必要な施設だが、人家があまりにも近すぎる。場所の見直しを。

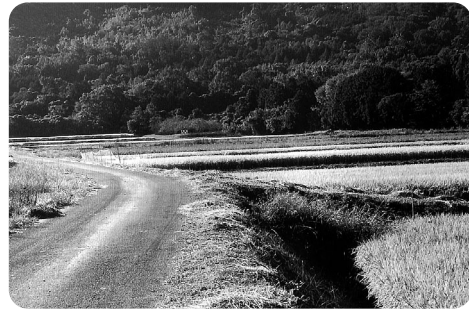
答 計画通り進める考えである。

(2) 建設予定地の地番はどこか。

答 言えない。

(3) 排ガスの最大着地濃度出現予想距離は何キロか。

第四回定例会における一般質問は九月一三日、一七日の二日間におこなわれ、八人の議員から質問がおり、以下質問者順に紹介します。



＝ 建設予定地付近 ＝

問 答 広域圏でないから答弁できない。い。最も濃度の高い排気ガスの着地予想距離は

3キロだ。その範囲はこの地区か。

答 言えない。

(5) ゴミが一日に約七五トンなのに、なぜ、百十トンの大型の施設にするのか。

答 今後、あわせ産廃や汚泥の処理も考えているが、広域圏で決める。

(6) 立石地区には廃棄物処理施設の建設とは切り離して公民館の建設や水道を敷設すべきだ。

答 地元の要望があれば考えたい。

(7) 場所見直しを求める八三%の署名をどう受け止めるか。

答 大変重く受け止めている。

問④ 教育問題について

(1) 子供も教職員もへとへの状況だ。行き届いた教育への打開策は。

答 努力している。児童・生徒や教職員

もやる気に満ちて励んでいる。
(2) 特に中学校の三十人以下学級を。県教委に内申したところだ。
(3) 国の指示通り、図書費の増額を。

答 来年度予算編成に向け充実に努力。

(4) 文科省の教室への冷房設置計画は

答 保健室への設置後、考えていく。

問⑤ 市長交際費の相手方氏名の公開は

いつからか

答 来年一月から実施したい。

問⑥ 議会と庁舎のバリアフリー化は

答 議会と協議していく。

葬斎場の進捗状況は

質問 和氣敏彦

問① 住基ネットについて

(1) 苦情や返却はなかったか。

答 参加中止をしてほしいが七件、個人の選択性が三件、透けて見えたとの指摘が二件、受け取り拒否が二件となっている。

(2) 個人プライバシーについての対応は。

答 プライバシー保護が最優先。外部侵入を防ぐため、国、県、市のコンピューター網は防御用のファイアウォールを市独自にも設置。内部漏洩の対策は専用のパスワードを使用しないとできない。

(3) 官公庁関係についての対策は。

答 既存の住民基本台帳及び戸籍は、公文書並びに専用回線で対処している。

(4) 職員の秘密保持義務と罰則は。

答 守秘義務に対し、住基法で罰則も地

公法より重く規定。宇佐市においても、住基法の規程を遵守するよう指導を徹底する。

問② 火葬場建設について。

(1) 進捗状況は。

答 地区同意については若干の反対があるが、ほぼ同意を得たものとし、安心院町より事業を進めるように連絡を受け、

今月一日に地権者に基本的な説明を行った。今後、時期を考慮しながら、覚書の締結を行いたい。

(2) 従来の計画に変更はないか。

答 基本的には拜田地区の計画を踏襲している。規模、内容等は大きく変わらな

い。面積については、測量等により確定したら報告したい。

(3) 合併を考えての構想はあるのか。

答 基本的に別と考えており、市町村合併を前提とした構想はない。

問③ まちづくりについて。

(1) ユニークなまちづくりの条例制定は。

答 現在取り組んでいるのは「いき・活き・宇佐づくり支援事業」と「不妊治療費助成事業」があるが、条例制定に至っていない。

(2) 公共物を利用してのまちづくりは。

答 現在、払い下げの対象となっている大分職業能力開発センター宇佐分所は建物については文化財の収蔵等、体育館についてはグラウンドとともに目的に応じた活用を図る計画をしている。

(3) 人材養成が不可欠、職員採用において

年令制限をある程度広げては。

答 住民サービスを図るためには、適材

適所での有効活用が必要、本年より、技術職のみ、人材確保のため、三五歳まで年令枠を広げた。新規な行政需要などが山積しており、特別な枠や年令枠の拡大については、今後の課題として頂きたい。

子育て支援の更なる充実を

質問 佐藤治巳

問① 教育問題について

(1) 市内中学生の窃盗事件、薬物乱用事件に対して、その後の生徒たちのフォローと、他の生徒たちへの今後の対策は。

答 本人、保護者と問題行動の事実関係を確認しながら、行動の誤りと生活の立て直しについてのケアを行ってきた。また、他の生徒には道徳規範、健康保持、生活規律の確立を図る取り組みを行っている。

(2) 子育て支援の一環である放課後児童クラブの運営費補助金はいくらか。

答 児童数二〇人〜三五人開設日数二八一日以上は、補助額一五二万八千円と全土曜日に開設すれば、二二万三千円が加算される。さらに児童数が三六人〜七〇



＝ 四恩保育園旧舎の児童クラブ ＝

問③ 電子投票に対する取り組みは。答 選挙管理委員会において、すでに

人の場合は、大規模加算分として九七万八千円が加算される。また、新設補助金として、保育所、学校の余裕教室などの利用の場合は、改修費や備品購入に対し五〇〇万円を限度として、県補助金がある。

(3) 現在市内に三箇所開設されているが、運営面の課題はないか。また宇佐市として独自の支援はできないか。

答 運営面の課題として、新たに開設されることによって、指導員、利用児童数、利用料などが生じている。また、新しく開設されたクラブには、六〇パーセント近い補助率となっているので、宇佐市独自の支援は考えていない。

問② 住基ネットについて。

(1) 八月五日から接続された住基ネットワークに関して、住民票コードの配布方法も含めて、どのような配慮をしながら、実施したか。

答 まず、個人情報の安全性を確保し、宇佐市として住基ネットの管理運営に関する規定を制定した。次に、住基ネットの接続に当たっては、方が一不正

に導入した新見市の実施状況を参考として、本制度のメリットや問題点及び経費の試算等について、調査・検討を重ねている。

真に実のある行政改革を

質問 三浦長男

問① 今年度、市内に二つの放課後児童クラブが新設された。その経費が一ヶ月当たり、六五〇〇円と七五〇〇円になっている。どうして、そのような差が生じるのか。

答 おやつ代、保護者会費、施設管理費等で差が生じている。

問② 学校を含む公共施設の遊具の専門家による安全点検は、どれくらいの間隔で実施しているか。その結果は。

答 学校遊具の専門家による安全点検はしていない。都市計画公園については、毎年一回、専門家による安全点検を実施し、ランク付けをして対処している。

問③ 公共工事の予定価格設定について。

(1) 平成一三年度決算には、落札率五〇％前後の建設工事が三事業ある。今年度も七〇％を下回る価格で落札された工事がある。予定価格の設定が適正でないのではないか。

答 大分県が策定した工事費積算基準書を採用し、予定したもので価格設定は的確であると判断している。

(2) 設定価格が適正であると仮定すれば、あまりにも低い価格で落札すると当然、



どこか弱いところが犠牲になったり、工事が雑になったりすることになる。最低制限価格を設定する必要はないか。

答 低価格で落札した工事のすべてが粗漏工事と結び付かず、返って工事成績が優秀なものがみられる。最低制限価格を設定する合理性はない。

(3) 県都大分市は、平成九年度より行政改革に取り組み、大きな成果をあげている。特に公共工事のコスト削減は、その中でも特筆すべきものである。大分市に学んでは。

答 宇佐市においては、国及び大分県の行動指針及び行動計画に基づき「公共工事コスト削減対策に関する行動計画」を策定し、積極的に取り組んでいる。

問④ 行政の手で、粗大ゴミの回収が行われ、大多数の市民は収集場所まで自ら

搬送している。しかし、高齢者や身障者の家庭では困難である。何か手立ては考えられているか。

答 老人家庭等増加している昨今においては、有料でも良いから個別収集を望む声もあり、本市も有料化について検討しているところである。なお、現時点においては市の体制等からきめ細かな取り組みは困難であるので、地元において配慮出来るよう、自治委員にお願いしているところである。

公営住宅はあくまで住宅弱者のために

質問 秋吉瑞枝

問① 十分に市民の声に耳を傾けない改革は、遠からず再び市民の批判にさらされる。市長直通Eメールや、パブリックコメント制が簡易な意識調査やガス抜きで終わらないための検討や実施時期は。

答 第二次行革の中で、市民との協働による新たな手法として、公正で透明性の高い制度の確立をめざし、一五年度設置に向け更に調査研究をしている。

問② 誰でもいつでも意見や要望のできる「市長への意見箱」の活用啓発と所定のハガキを市報と共に全戸配布しては。

答 昨年度は一件のご意見があり、担当課との合議を経て回答。また、定例部課長会議に報告しているが、今後でもできる限りご指摘を活かすよう検討したい。

問③ 幅広く市民の意見を聴取するため、各種審議会や委員会委員の選任回数や兼

職数の統一基準を設けては。

答 各種団体の長が選任されることが多いのも事実。今後は、地方分権や社会情勢の変化に柔軟に対応する必要性からも公募制についても取り組みたい。

問④ 国の「e-Japan計画」に基づいた電子自治体への推進には、庁内労働環境の整備や個人情報保護・漏洩防止などを含め、基盤整備推進の検討は。

答 総合行政ネットワークの推進を一五年度末に向け推進する。職場の労働環境整備には充分注意を払い、個人情報や機密の保護の徹底のため、情報管理規定を定め職員倫理等の研修を実施する。基盤整備は文書交換・管理、電子決済・認証、電子申請・届出・調達・入札システム等の検討していく。

問⑤ 現在、五〇歳未満の母子寡婦単身者は、公営住宅に入居できないが、母子福祉法では「特別の配慮をするように」とある。あくまで公営住宅は住宅弱者のためにあるべきであるが。

答 特別の配慮をといる部分は確認しているが今後検討したい。

問⑥ 定額な公営住宅では、倉庫がわり使用が見受けられるが公営住宅法に違反では。早急な対応を。

答 確かに違反であり、今後、自治委員や班長に聞き不在の確認と共に、本人に明け渡し請求をする。

問⑦ 老人医療費と介護保険会計で約百億円にもなる。寝たきり防止や医療に頼らず健康を保持するために簡易な足腰の筋力アップ運動の実効が実証された先進

地を研修し、反映させては。

答 増加する医療費をいかに適性化するか大きな課題。今後も研修を含め関係機関協力のもとで健康増進に努めたい。

市内循環バス運行など効率的な見直しを

質問 宮久武雄

問① 市町合併で、将来の自治体財政、地域の将来、住民自治、サービス、税金負担等の比較でどうなるか。

答 将来の財政までは国の動向もあり、予想しがたい。小学校区ごとに住民への説明会を開く。ビジョンのダイジェスト版を用意して意見を聞く。サービス、福祉、税金等の負担、比較は調査中である。

問② 介護保険制度の見直しのなかで、低所得者への減免措置を広げては。

答 年内に第二期制度の見直し作業を進めている。保険給付の伸びで保険料アップすることになる。現行より減免措置を広げることは考えていない。

問③ 高齢者世帯の孤独死をなくす生活支援、介護予防事業「ヘルパー臨時派遣事業」を創設してはどうか。

答 高齢者一人暮らし世帯には、社会福祉協議会がヤクルト配達で安否を確認している。現事業と比較して必要があれば、検討したいが、いまは考えていない。

問④ 緊急地域雇用特別交付金事業で、失業者の雇用が確保されているか。また、委託業者への指導、点検はやられているか。

答 現在、三事業二十人。あと七事業を計画し、合わせると五七人雇用できる。失業者の認定は職安を通してやっている。委託業者との契約書を厳守させている。

問⑤ 生活保護基準の級地の引き上げを中津なみに国・県に働きかけてはどうか。

答 宇佐市の生活実態を数字的にも調査して、国へ反映させたい。

問⑥ 市内循環バスで高齢者の通院、福祉など効率的なバス路線網の見直しを。

答 現在は一便九・九人が平均乗車、この問題は、前向きに協議して実施にむけて検討したい。

問⑦ 老朽化している市営住宅の建て替え、改修と周辺整備を。



＝ 老朽化した市営住宅 ＝

問⑧ 別府地区に建設中。今年度中に住宅ストック活用計画を作成して進めたい。

第二工業団地の活用、中津進出の

松食虫の異常発生、原因と対策は

質問 齊藤文博

ダイハツ車体企業の従業員の転入、住宅用地確保、若者定住策について。
答 住宅確保など不動産関係とも協議し企業誘致の働きかけや、ダイハツ会社との協議、転入へのPRを進めたい。

問① 農業、林業について。

(1) 平成一四年度減反超過補助金制度確定に伴う宇佐市の対応は。
答 達成地区が公平に助成措置が受けられるよう、事務作業を進めている。
(2) 国の審議している農業政策の見直し内容は宇佐市にとって深刻、見解は。

答 国、地方公共団体など、農業関係者が一体となり再構築に取り組む。
(3) 食料の安全確保のため、麦の自給率の向上や無農薬農産物の推進を。

答 一層の推進に努める。

(4) 松食虫の異常発生で、和間海浜公園や民家などの松が、大きな被害を受けている、原因究明と対策は。

答 原因は気象による影響が考えられ、生物や環境への配慮から航空防除を取りやめている。現在、景勝保全林などについては、樹幹注入処理で保全



＝ 松食虫による被害の状況 ＝

を凶っているが、すべての保全は困難である。対策として伐採撤去で被害感染防止に努める。
問② 学校給食について。
(1) 相次ぐ大手食品会社の不祥事は、給食の食材確保や献立に影響はないか。
答 不祥事を起こした食品会社の食品は使用を控えている。他社の食品を使用しており特に影響は出ていない。
(2) 学校のコンテナ置き場改修の進捗状況と今後の計画は。また、学校現場の意見を十分聞いているか。
答 未改修一校を衛生安全面から当初計画の一六年度から一五年度に早めるよう検討中。事前に学校の意見を十分聞き、改修に反映させて行く。
(3) 計画と大きな違いがでた、給食センター改築後の総括はできたのか。
答 残滓処理機や浄化槽の改修などの反省点を今後の運営に生かしたい。

問③ 市民図書館について。
(1) 資料や司書割合の減少、ベストセラーの大量購入蔵書の大量廃棄の問題点はないか。
また、資料収集や貸し出し業務の偏りはないか。
答 市民図書館では生じていない。
(2) NPOの図書

館運営のかかわりについて、市民図書館の見解は。
答 全国的には話題になっているが、図書館としては、有能でやる気のある職員で所期の目的達成にむけ、努力する。

(3) 行政資料や生活情報をマルチメディアの利用で閲覧できる。図書館の考えは。
答 情報発信という側面のニーズに応えるため、努力している。
(4) マナーアップ作戦の効果は。
答 多くの問題はあるが、ねばり強くはたらきかけていく。

住基ネットと電子市役所について

質問 高橋宜宏

問① 住基ネットについて。

(1) ウイルス対策は。またハッカー行為や内部漏洩に対する対策は万全か。
答 ウイルス対策は地方自治センターからの配布の対策ソフトで対応。ハッカー対策は国の基準以外にも市独自のファイヤールールを設置。内部漏洩に対しては、専用カード及びパスワードを使用。また、「住基法」の守秘義務は「地公法」より重く、職員の指導を徹底する。

(2) 個人情報への不正な照会をチェックするのに必要なアクセスログ(コンピュータの接続記録)はあるのか。
答 アクセスログは定期的に検査を行い、七年間保管する。

(3) 仮にハッカー攻撃で異常が発生した場合にはどうするのか。また、緊急時対応マニユアルあるいは独自の個人情報保護の要綱は制定しないのか。
答 異常時は住基ネットの中断が必要。緊急時対応マニユアルは早急に策定したい。また現在準備中の市個人情報保護条例の中に、住基に関する規定を設けたい。

(4) 住基ネットは市民にどのようなメリットをもたらすのか。
答 恩給・共済年金等の現況届けや各種資格申請時の住民票の添付の省力化。来年の二次サービスは住民票の広域交付及び条例化による独自サービスの提供等。

問② 電子自治体について。
(1) 地域内コンピュータネットワーク(イントラネット)はどこまで進んでいるのか。
答 光ファイバー網や無線LANの利用を含め、現在調査、研究の段階。

(2) 市の電子自治体化への現況は。また、高度な電子自治体化へどう構築していくのか。
答 地域イントラネットの整備により、市民に対する行政情報サービスの提供等が可。必要なシステムの構築を目指す。

(3) 「中津・下毛イントラネット」は来年度から供用開始。さらに光ファイバー通信網「豊の国ハイパーネット」の県北ルートに接続し、県との情報交換もスムーズになるといふ。宇佐市の計画は。
答 広域化については、近隣自治体との調整を図りながら計画する必要がある。なお、行政や教育、医療や防災などの各分野の情報については、「豊の国ハイパーネット」に接続していく計画だ。

常任委員会 審査報告



平成一四年九月第四回宇佐市議会(定例会)において付託されました議案等について慎重審査の結果、つぎのとおり決定いたしましたので、報告いたします。

総務

議第六一号「宇佐市ふるさと創生基金条例の一部改正について」

議第七二号「宇佐市公共下水道整備促進基金条例の一部改正について」は、平成一五年四月からの預金保険制度の解禁に向けて、公金預金保護の対策として繰替運用の規定により基金に属する預金の運用を図るため、可決しました。

議第七三号「宇佐市税条例の一部改正について」は、地方税法の一部改正により法人市民税の単体法人を納税単位とするための改正を低金利の経済情勢により前納報奨金を見直すため、可決しました。

議第七六号「宇佐市国民年金印紙購入基金の設置及び管理に関する条例の廃止について」は、可決しました。

議第七七号「平成一四年宇佐市一般会計補正予算(二号)については、庁舎管理関係委託費及び市制施行三五周年事業の増額が必要と認め、可決しました。

請願第一二二号、「非核三原則の法制化決議を求める請願」は、慎重審査の結果、

更に研究すべきとし、継続審査と決定しました。

産業経済

議第七七号「平成一四年度宇佐市一般会計補正予算(第二号)」は、緊急地域雇用創出特別基金事業、中山間地域活性化総合整備事業等の増額と、新園芸振興総合対策事業等の減額などであり、必要な補正と認め、可決しました。

議第八一号「平成一四年度宇佐市農業集落排水事業特別会計補正予算(第一号)」は、管路敷設工事等の増額と、上水道移転補償等への減額であり、必要な補正と認め、可決しました。

議第八六号「工事請負契約の締結について」は、これは農業集落排水事業矢部地区の汚水処理施設の建設に着手するもので、処理対象人数に一千五八〇人、一日平均汚水量四二七m³であり、可決しました。

議第八七号「新たに生じた土地の確認及び字の区域の変更について」は、高津漁港の埋め立てにより、新たに二万六千

文教福祉

議第七四号「宇佐市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部改正」は、乳幼児医療費助成事業実施要項、及び乳幼児医療費助成事業費補助金交付要項の改正により、補助額改正と字句の修正をするものであり、賛成多数で、可決しました。

議第七五号「宇佐市国民健康保険条例の一部改正について」は、国民健康保険法の一部改正により、被保険者とならない者の条項変更、条例を整備するものであり、原案のとおり、可決しました。

議第七七号「平成一四年度宇佐市一般会計補正予算案」は、知的障害者入所措置費、児童扶養手当、保育所運営費、学校図書館管理費などであり、原案のとおり、可決しました。

議第七八号「平成一四年度宇佐市国民健康保険事業特別会計補正予算」は、歳入として繰越金、歳出としては、国の確定による老人保健拠出金であり、原案のとおり、可決しました。

議第八三号「平成一四年度宇佐市介護保健事業特別補正予算案」は、歳入としては介護給付費交付金等、歳出としては、国・県支払い基金償還金等であり、原案のとおり、可決しました。

議第九〇号、「宇佐市国民健康保険条例の一部改正について」は、給与所得特別控除及び公的年金等特別控除を廃止し、青色事業専従者給与又は事業専従者控除及び長期譲渡所得等、特別控除を適用するものであり、賛成多数で原案のとおり、可決しました。

建設環境

議第七七号「平成一四年度宇佐市一般会計補正予算」は、衛生費として、古紙等処理委託の増額補正で、土木費として、市道補修工事、臨時地方道整備事業、県道整備事業負担金、住宅管理費の修繕料等の増額補正であり、可決しました。

議第七九号「平成一四年度宇佐市公共下水道事業特別会計補正予算」は、繰越金の増額と、繰入金の減額であり、可決しました。

